

パブリックコメントの概要及び回答（案）

1. 条例案が詐欺被害等の犯罪被害者を支援対象としているかどうか不明確である。
2. 詐欺被害等の犯罪被害者の心療内科等の医療費の支出はさらに追い打ちをかけることになり経済的負担の軽減を図ることが必要である。
3. 生活費や老後の資金の資金を無くした被害者には、無利子融資、訴訟でも支払われない場合の行政機関による損害賠償額の立て替えや被害者に代わって強制執行できる仕組みを設けること。

《回答案》

当該条例案は、対象となる犯罪の範囲を広く捉えているため、詐欺被害等の犯罪被害者も支援の対象としております。但し、支援金の支給等経済的負担の軽減については、要綱で対象となる犯罪行為を「生命や身体を害する行為」に限定しているため、詐欺被害等の被害者は、経済的支援の対象となりません。